

河川内樹木採取の募集について

目次

河川内樹木採取 応募要領.....	2～5
応募（申請）様式.....	6～9
参考資料.....	10～33

◆ 河川内樹木採取 応募要領 ◆

加古川・揖保川の樹木を有効活用しませんか？

～樹木の採取を希望する事業者（個人・法人）のみなさまへ～

1. 目的

河川敷地内には多くの樹木が繁茂していますが、これらを放置すると樹木の樹林化が進行し、増水時に流水を妨害するだけでなく、樹木が流出することで堤防や護岸などの施設を損傷させる可能性があり、河川管理上での課題となっています。

このため、加古川・揖保川の河川管理者である近畿地方整備局（姫路河川国道事務所）では、河川敷地内において繁茂する樹木の伐採を計画的に進めていますが、それに加えて、地域住民の方々にも、こういった樹木を木材資源（シイタケのほだ木、まきストーブの燃料など）として活用していただきたく、河川法第25条に基づく「河川の産出物（竹木）の採取」ができることを知っていただいた上で、採取（伐採、集積、搬出）を希望する事業者（個人・法人、営利目的可）を募集するものです。

2. 応募概要

（1）応募から採取までの流れ

応募にあたっては、河川法第25条（河川の産出物（竹木）の採取）に基づく申請が必要です。所定の様式（申請書。添付している◆応募（申請）様式◆により作成）により、採取を希望される箇所（下記（6）の範囲に限る）、採取を予定されている日時といった必要事項を記載したうえで、申請してください。

なお、応募（申請）の前提として、下記（10）に掲げる資格を有していることが必要です。また、申請前には、必ず、事前に現地状況を確認してください。

申請を受ければ、姫路河川国道事務所が、河川管理上、問題が生じないかどうかについて、河川法第25条に基づく審査を行います。その過程で、内容に不備や、不自然な点がある場合には、申請を行われた方（申請者）に対して問合せを行い、補正依頼（修正のお願い）を行います。審査は、60日以内に行います（補正に要する期間は除く）。

審査の結果、最終的に問題がないと判断できた申請者に対しては、河川管理者である近畿地方整備局長が、河川法第25条に基づく許可を行います。許可が下りれば、申請者

は、許可の内容に基づき、樹木を採取することが可能となります。

(2) 応募（申請）期間

令和6年11月1日から随時

なお、締切はありません。

(3) 応募（申請）方法

持ち込み、メール

(4) 応募（申請）費用

無料（下記（5）への交通費、郵送費、通信費については申請者の負担）

(5) 申請書類の提出先

【持ち込みの場合】

① かがわ 加古川水系（下記（6）A～F）

姫路河川国道事務所 小野出張所（小野市阿形町1082-2）

電話 0794-63-2792

② いぼがわ 揖保川水系（下記（6）G～K）

姫路河川国道事務所 龍野出張所（たつの市龍野町富永1005-4）

電話 0791-62-0262

【メールの場合】 添付書類も含め、PDF形式またはDocuWorks形式でご提出ください。

河川法関係申請受付用メールアドレス

kk-rra-himeji@mlit.go.jp

(6) 樹木の採取が可能な場所（添付している地図、写真も参照）

【加古川水系】

A. 加古川 右岸河川敷

かがわしへいそうちょうようろう
加古川市平荘町養老地先 約0.1ha、加古川右岸10.2k付近）

B. 加古川 右岸河川敷

おのしきびたちょう
（小野市黍田町地先 約0.8ha、加古川右岸17.2k～17.6k付近）

C. 加古川 右岸河川敷

おのししもきしちよう
(小野市下来住町地先 約0.7ha、加古川右岸18.6k~18.8k付近)

D. 加古川 右岸河川敷

おのしかわいなかちよう
(小野市河合中町地先 約0.2ha、加古川右岸26.1k付近)

E. 加古川 右岸河川敷

かとうしこうたか
(加東市河高地先 約0.3ha、加古川右岸31.8k)

F. 東条川 左岸河川敷

おのしふるかわちよう
(小野市古川町地先 約0.1ha、東条川左岸1.2k)

【揖保川水系】

G. 揖保川 左岸河川敷

したつのちようだいどう
(たつの市龍野町大道地先 約0.4ha、揖保川左岸10.6k~11.0k付近)

H. 揖保川 左岸河川敷

したつのちようしまだ しかみおかちようひがしはしさき
(たつの市龍野町島田地先~たつの市神岡町東觜崎地先 約5.9ha、
揖保川左岸14.0~15.6k付近)

I. 揖保川 左岸河川敷

ししんぐうちようかみささ
(たつの市新宮町上笹地先 約3.6ha、揖保川左岸22.2k~23.1k付近)

J. 揖保川 左岸河川敷

しそうしやまさきちようしもうわら
(宍粟市山崎町下宇原地先 約2.0ha、揖保川左岸23.4k~24.0k付近)

K. 揖保川 左岸河川敷

しそうしいちのみやちようひがしいちば
(宍粟市一宮町東市場地先 約0.1ha、揖保川左岸43.1k付近)

(7) 樹木の種類

主に落葉広葉樹（アキニレ・エノキ・オニグルミ・ヤナギ等）、竹類

(8) 樹木の採取期間

許可を受けた期間

(1年以内。申請どおりになるとは限りません。4月~10月の期間で作業されたい場合は申請時にご相談ください。)

(9) 樹木の対価

無料（採取（伐採、搬出、集積）にかかる一連の費用は、申請者が負担）

(10) 応募（申請）資格

- 過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち、著しく不誠実な行為であった者ではない。
- 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。
- 社会更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。
- 直近1年間の税を滞納している者ではない。
- 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、国土交通省発注工事等から排除要請があり、該当状態が継続している者ではない。

(11) 以上についての問合せ先

姫路河川国道事務所 河川管理第一課 河川管理第二係

〒670-0947 兵庫県姫路市北条1-250

・電話 079-282-8505

・メール kkr-kk-kkanri101@mlit.go.jp

以上

◆ 応募(申請)様式 ◆

応募(申請)様式については、以下、7～9ページのとおりです。この応募要領(PDFファイル)とともに、Wordファイルで一緒に公開していますので、そちらをお使いください。

応募(申請)書類の提出時には、参考資料(10ページ以降、必要なものを選択)の添付も忘れないでください。具体的には、地図、河川現況写真、進入路(搬出経路)、横断図、平面図の添付が必要です。

なお、本様式を紙でご入手されたい場合、本様式に基づいて紙でご応募(ご申請)されたい場合には、同じく3ページ、5.の①、②に掲げている各出張所にご相談ください。

(A 4 版)

許 可 申 請 書

令和〇年〇月〇日

近畿地方整備局長 殿

申請者 住所 〇〇市〇〇町〇〇番地

氏名 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇

※氏名にはふりがなをふってください。

なお、印鑑は必要ありません。

別紙のとおり河川法第 2 5 条の許可を申請します。

(乙の3)

(河川の産出物の採取)

1. 河川の名 称

水系 加古川 揖保川 河川名 加古川 東条川 揖保川

※該当する水系及び河川名に☑を記入してください。

2. 採 取 の 目 的

個人利用(薪ストーブの燃料、シイタケのほだ木等) 販売

※該当する目的に☑を記入してください。

3. 採取の場所及び採取する土地の面積

加古川水系

A. 加古川市平荘町養老地先 加古川右岸 _____ k 付近 _____ m²

B. 小野市黍田町地先 加古川右岸 _____ k 付近 _____ m²

C. 小野市下来住町地先 加古川右岸 _____ k 付近 _____ m²

D. 小野市河合中町地先 加古川右岸 _____ k 付近 _____ m²

E. 加東市河高地先 加古川右岸 _____ k 付近 _____ m²

F. 小野市古川町地先 東条川左岸 _____ k 付近 _____ m²

揖保川水系

G. たつの市龍野町大道地先 揖保川左岸 _____ k 付近 _____ m²

H. たつの市龍野町島田地先～たつの市神岡町東鶯崎地先 揖保川左岸 _____ k 付近 _____ m²

I. たつの市新宮町上笹地先 揖保川左岸 _____ k 付近 _____ m²

J. 宍粟市山崎町下宇原地先 揖保川左岸 _____ k 付近 _____ m²

K. 宍粟市一宮町東市場地先 揖保川左岸 _____ k 付近 _____ m²

※該当する地先に☑を記入し、下線部には数字を記入してください。

なお、地図、河川現況写真、進入路(搬出経路)、横断面、平面図の添付が必要です。参考資料からお選びください。添付される平面図、横断面については、実際に採取する場所を明示してください。

4. 河川の産出物の種類及び数量

種類 落葉広葉樹(アキニレ・エノキ・オニグルミ・ヤナギなど) 竹類 数量 _____ m³

※該当する種類、数量に☑を記入し、下線部に数字を記入してください。

5. 採 取 の 方 法

(伐採) チェーンソー のこぎり

(搬出) トラック 軽トラック 普通乗用車(自家用車)

一日のべ _____ 台×のべ _____ 日間にて搬出

※該当する方法に☑を記入し、下線部に数字を記入してください。

6. 採 取 の 期 間

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日～令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日(作業期間は、のべ _____ 日程度)

※1年以内とします。なお、申請どおりになるとは限りません。また、4月～10月の期間で作業されたい場合には、申請時にご相談ください。

※下線部に数字を記入し、採取したい期間をすべて記入してください。時期を分けて採取される場合には、行を足して、すべての期間について記入してください。

期間全体で、許可日から1年以内とします。ご希望にそえないこともありますのであらかじめご了承ください。

また、作業については、平日の9時30分から16時30分のみに限定するものとします。

【作業の実施についての事項の確認】

1. 安全の確保について

(記載例)

緊急事態が発生した場合に迅速に対応ができるように二人以上で作業を行う。

チェーンソーを使用する場合、防護衣、防護靴を着用して作業を行う。

気象庁や民間の気象情報サービス、国土交通省の川の防災情報等を確認し、安全に作業を行えるかどうか判断する。

※必ず記載してください。

2. 緊急連絡先について

①電話番号（本人、自宅にいる家族）、最寄りの警察署・消防署

②姫路河川国道事務所（河川管理第一課 079-282-8505）

関係出張所（小野出張所 0794-63-2792 龍野出張所 0794-62-0262）

の電話番号を記入してください。

※①についてはそれぞれの電話番号を記入してください。

最寄りの警察署・消防署の電話番号については参考資料から選んでください。

3. 枝葉の処理について

自宅で活用する（園芸等）。 一般廃棄物（生ゴミ）として処分

※該当する方法に☑を記入してください。なお、河川内への放置、投棄は認められません。

【応募（申請）資格についての確認】

過去3年間に河川法に基づく許可を受けた者のうち著しく不誠実な行為であった者ではない。

予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条又は第71条の規定に該当するとして、指名停止等を受けている者ではない。

社会更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者ではない。

直近1年間の税を滞納している者ではない。

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として国土交通省発注工事等から排除要請があり、該当状態が継続している者ではない。

※該当する項目にすべて☑を記入してください。



平荘町養老

加古川河川敷グラウンド

10.2k

加古川

A. 加古川 右岸河川敷

(加古川市平荘町養老地先 約

0.1ha、加古川右岸10.2k付近)

加古川市

新神野 (一)

新神野 (二)

新神野 (三)

神野駅

地理院地図を加工。上が北

河川現況写真、搬出経路、横断図、平面図・・・A

■河川現況写真



■進入路



■横断図

加古川10.2k付近



■平面図

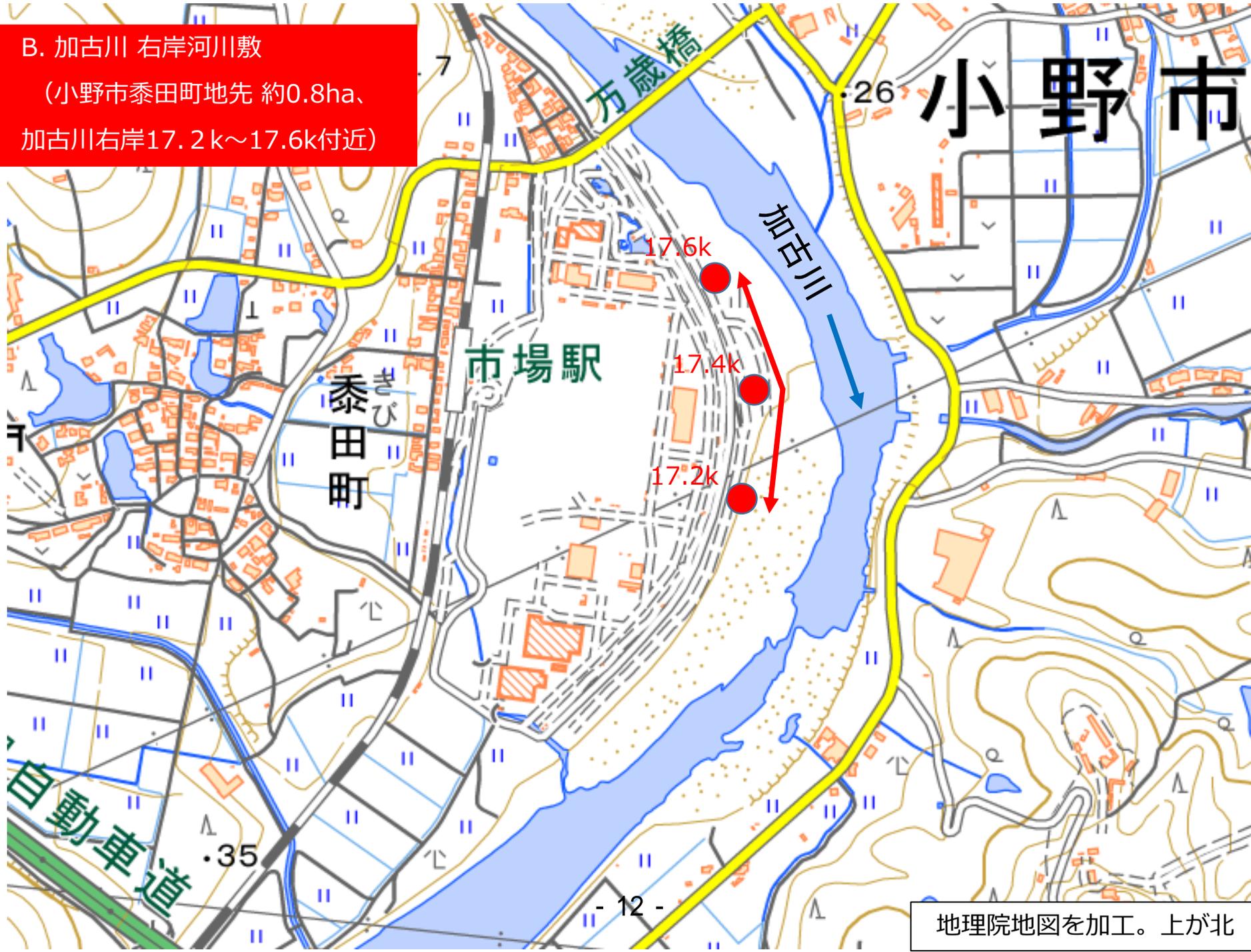


●採取箇所

- ・加古川市平荘町養老地先 約0.1ha
- ・加古川右岸10.2k付近(小野出張所管内)

B. 加古川 右岸河川敷

(小野市黍田町地先 約0.8ha、
加古川右岸17.2k~17.6k付近)



河川現況写真、搬出経路、横断図、平面図…B

河川現況写真

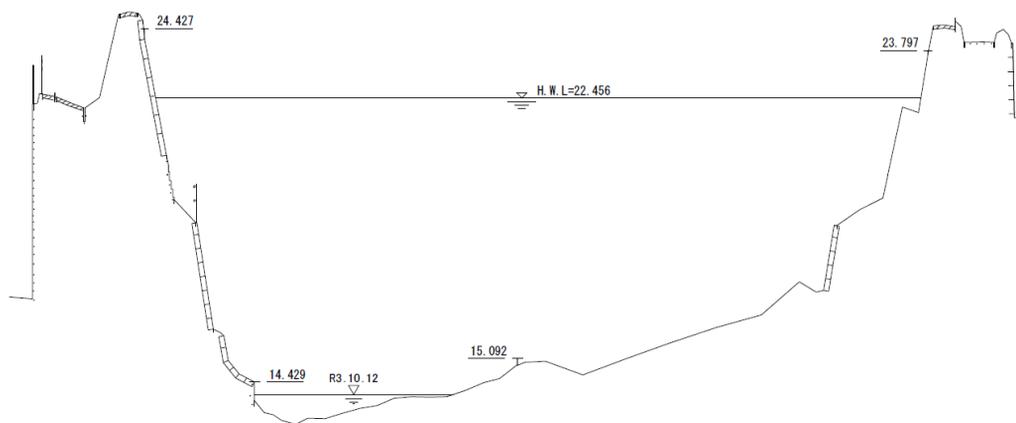


進入路



横断図

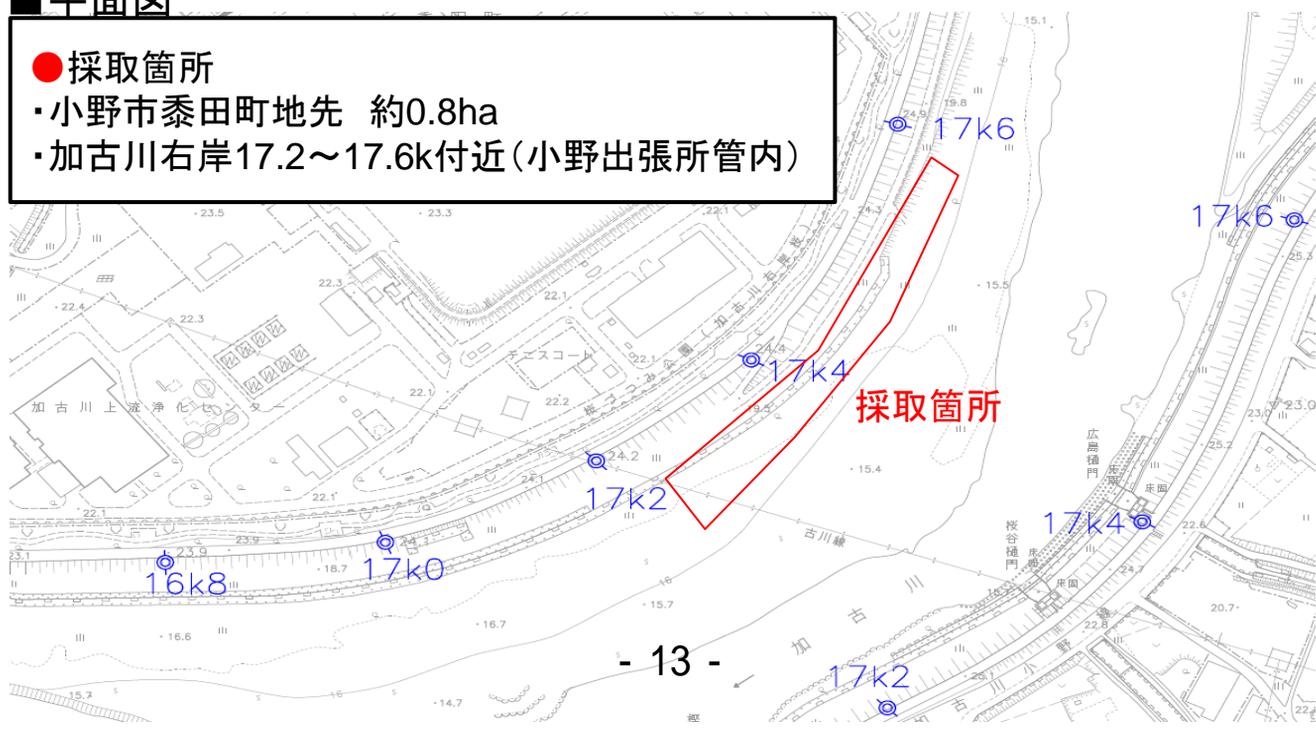
加古川17.4k付近



平面図

●採取箇所

- ・小野市黍田町地先 約0.8ha
- ・加古川右岸17.2~17.6k付近(小野出張所管内)



C. 加古川 右岸河川敷

(小野市下来住町地先 約0.7ha、
加古川右岸18.6k~18.8k付近)

小野市

加古川

万勝寺川

市場町

.28 18.8k

18.6k

旧郷社・鋏溪神社

下来住町

.38

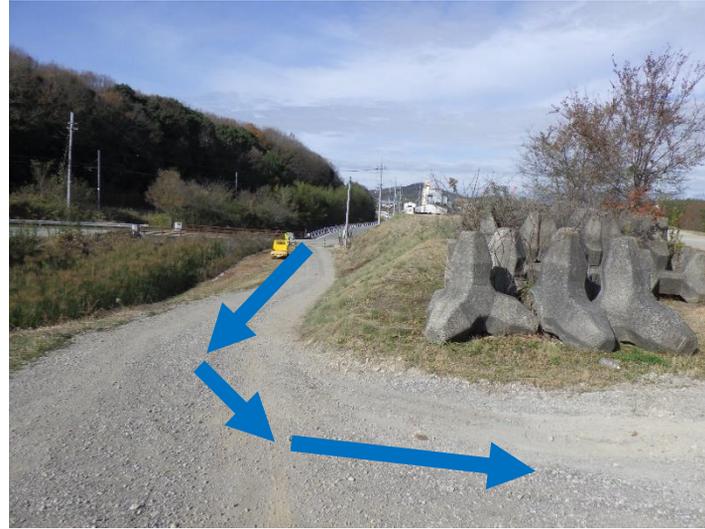


河川現況写真、搬出経路、横断図、平面図…C

■河川現況写真

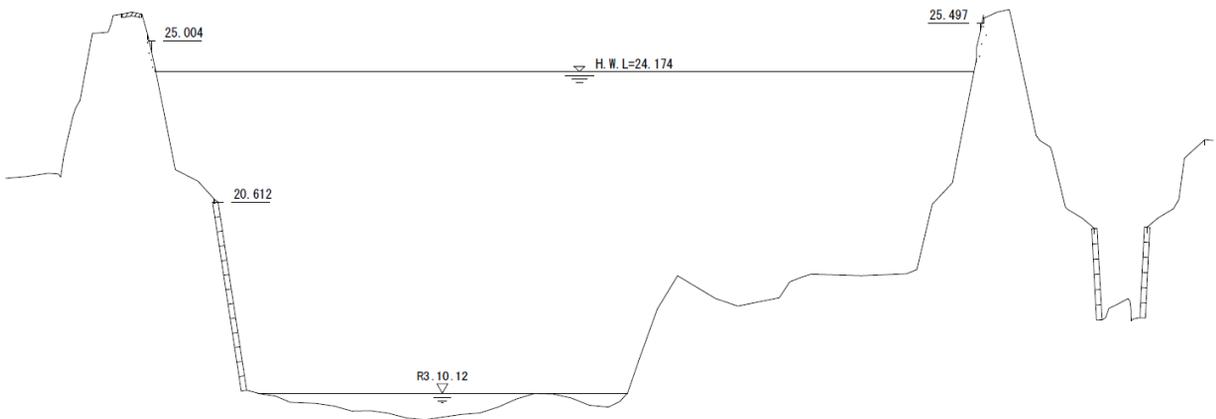


■進入路



■横断図

加古川18.6k付近

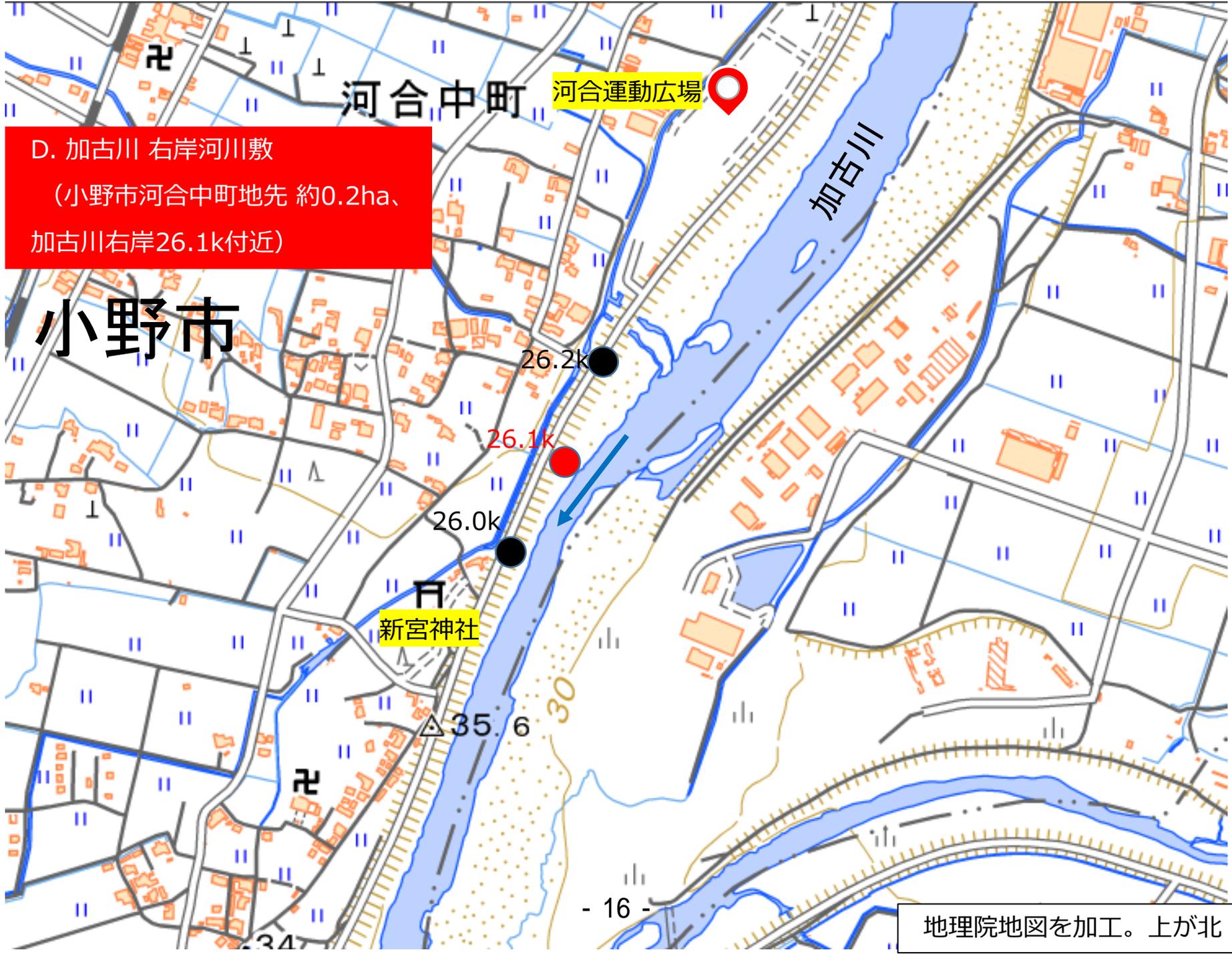


■平面図



●採取箇所

- ・小野市下来住町地先 約0.7ha
- ・加古川右岸18.6～18.8k付近(小野出張所管内)



合公園

月

E. 加古川 右岸河川敷
(加東市河高地先 約0.3ha、
加古川右岸31.8k付近)

加東市

窪田

河高

31.8k

兵庫県河高中継ポンプ場

西垂水

.46

加古川

.42

△45.7

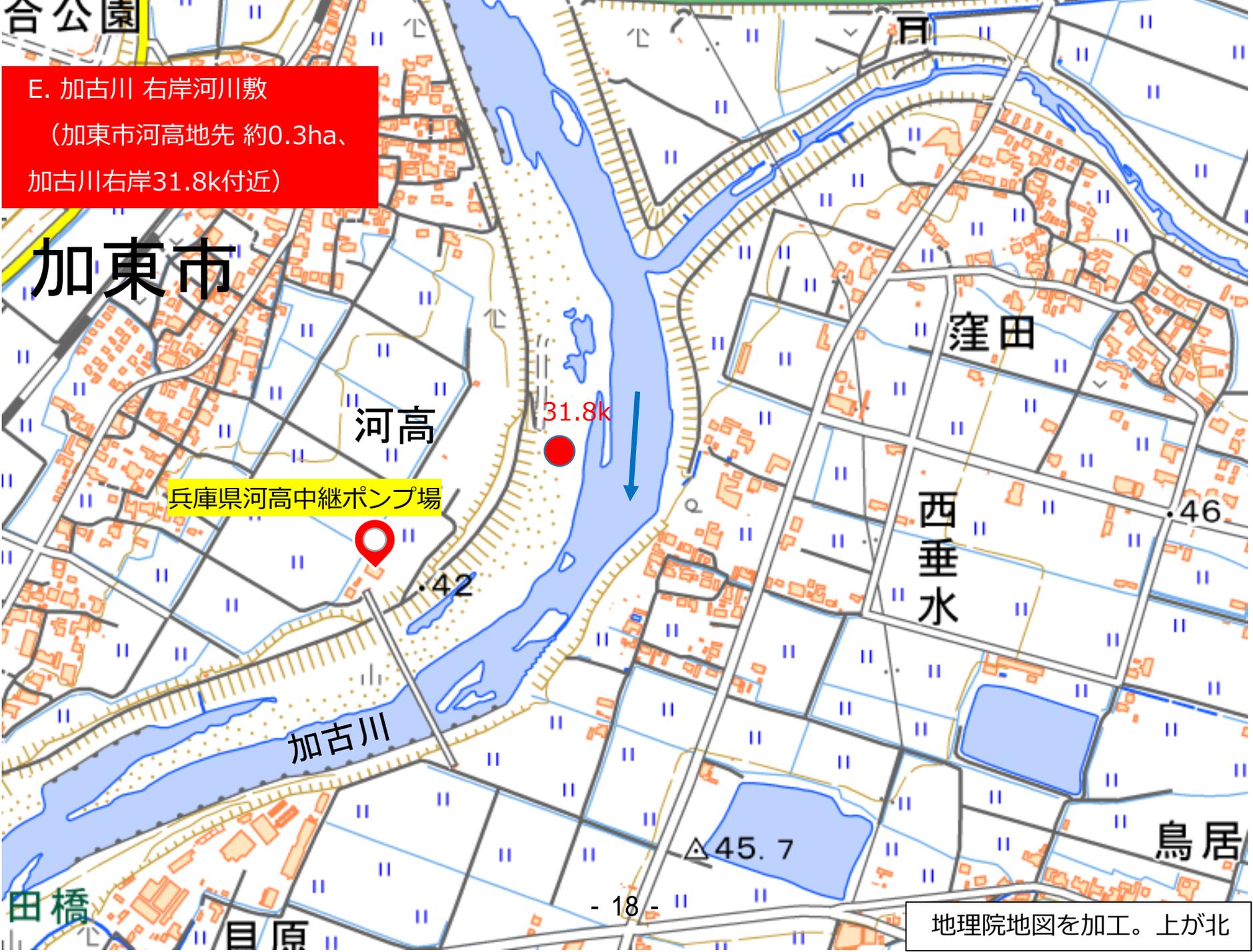
鳥居

田橋

目原

- 18 -

地理院地図を加工。上が北



河川現況写真、搬出経路、横断図、平面図…E

■河川現況写真

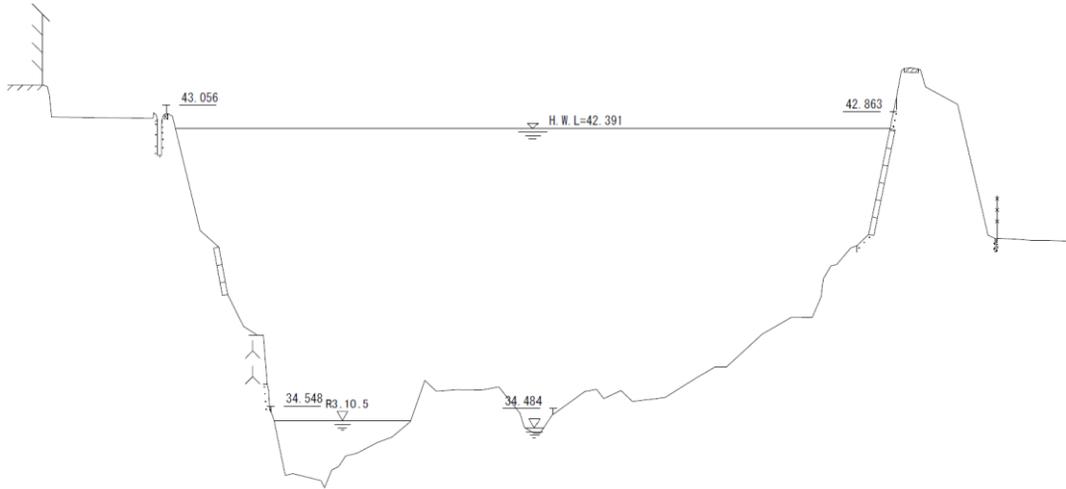


■進入路

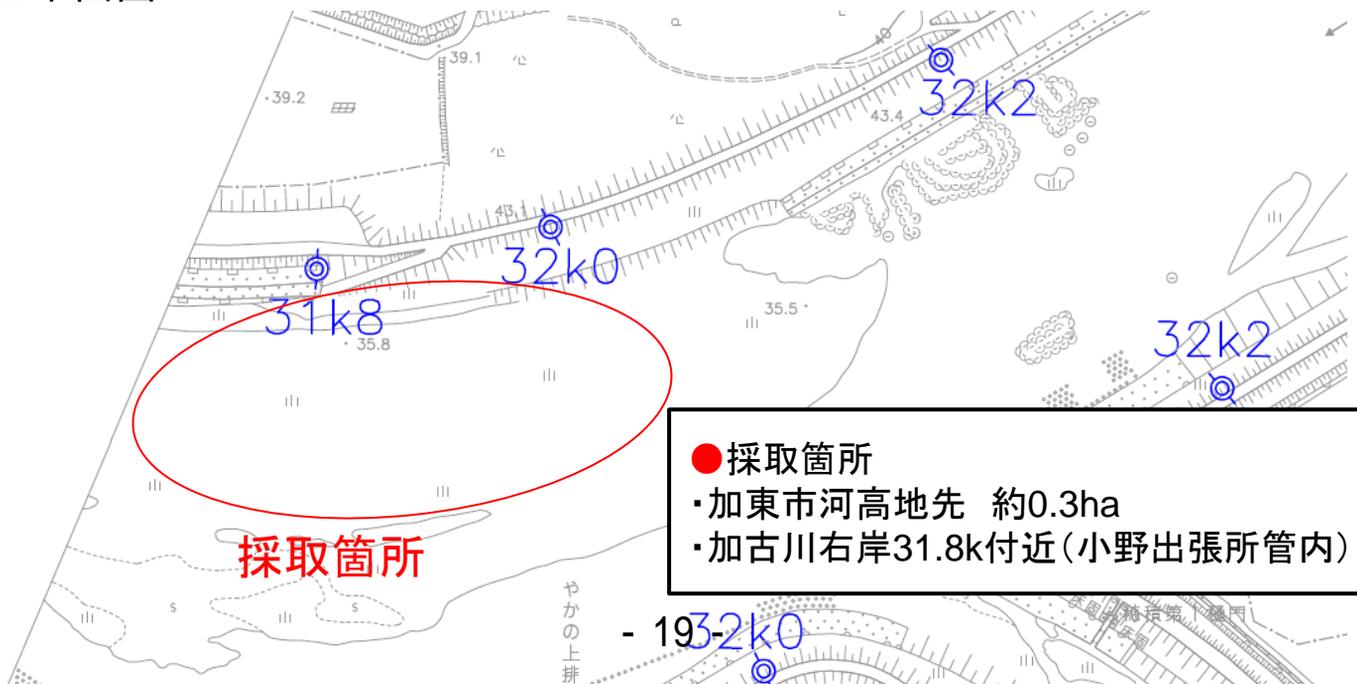


■横断図

加古川31.8k付近



■平面図



F. 加古川支川東条川 左岸河川敷
(小野市古川町地先 約0.1ha、
東条川左岸1.2k付近)

小野市



地理院地図を加工。上が北

■河川現況写真

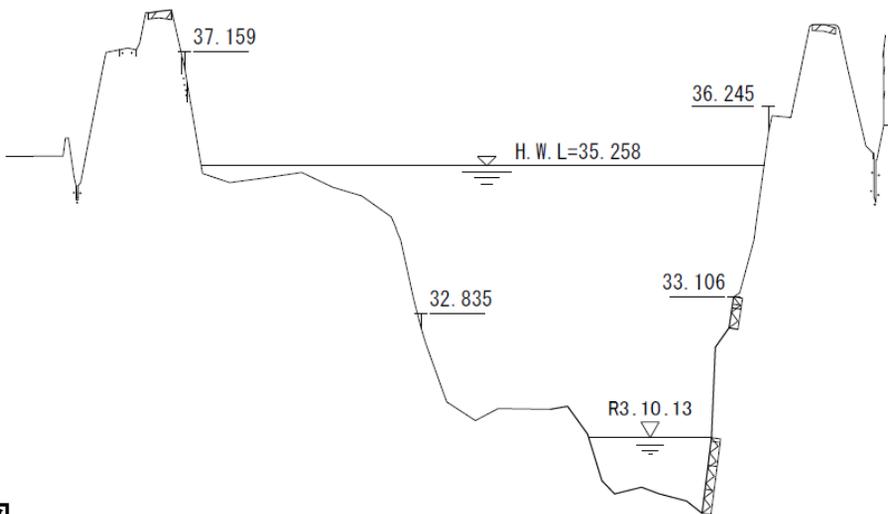


■進入路



■横断図

東条川1.2k付近



■平面図

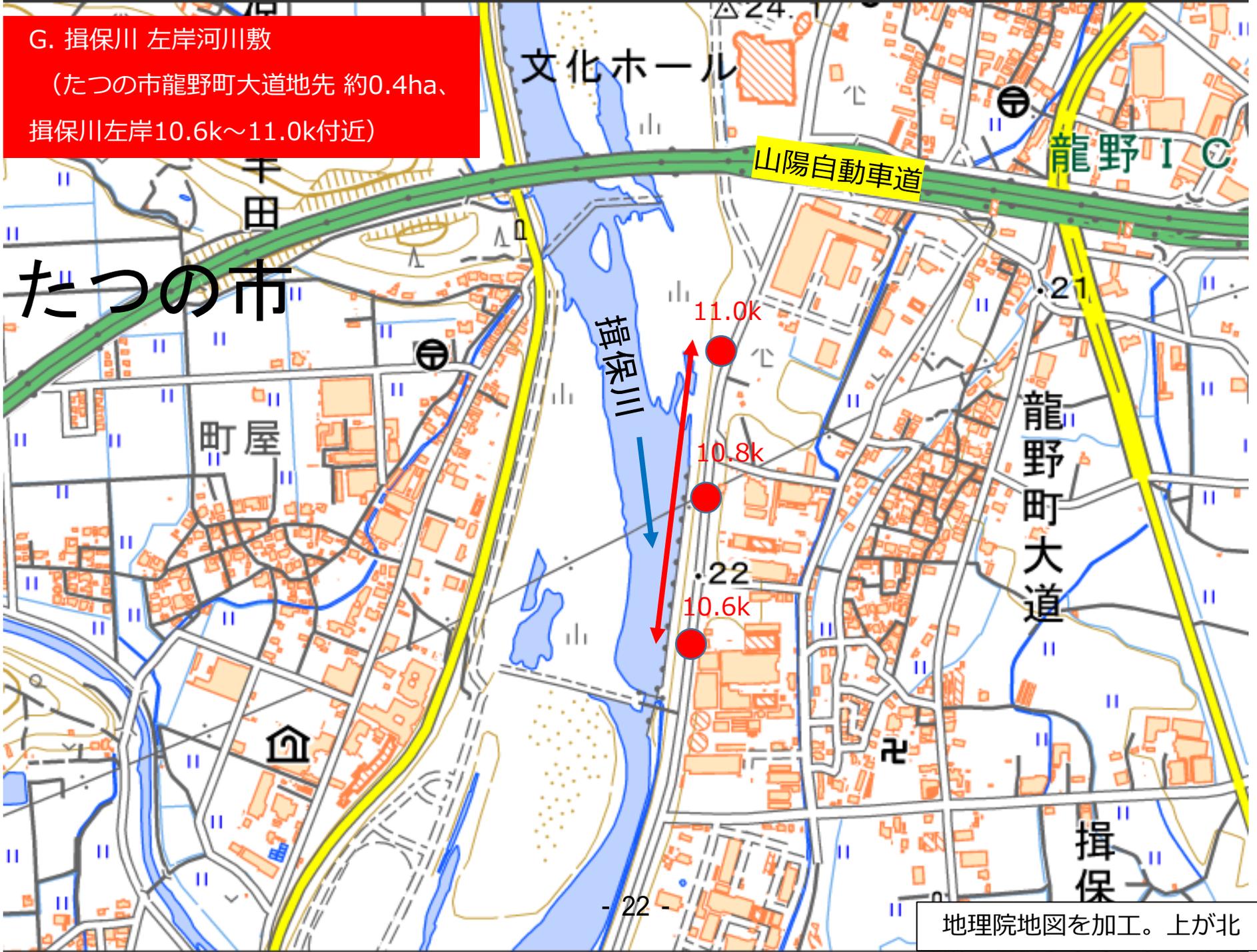


●採取箇所

- ・小野市古川町地先 約0.1ha
- ・東条川左岸1.2k付近(小野出張所管内)
- ・橋梁付近(約5m範囲)では作業しないでください。
- ・橋梁に当たらないよう注意してください。

G. 揖保川 左岸河川敷

(たつの市龍野町大道地先 約0.4ha、
揖保川左岸10.6k~11.0k付近)



河川現況写真、搬出経路、横断図、平面図…G

■河川現況写真

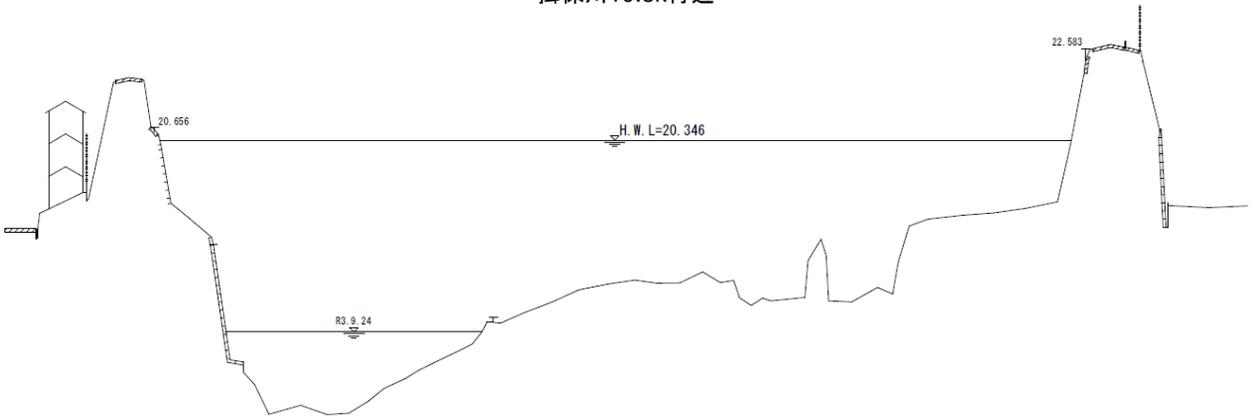


■進入路

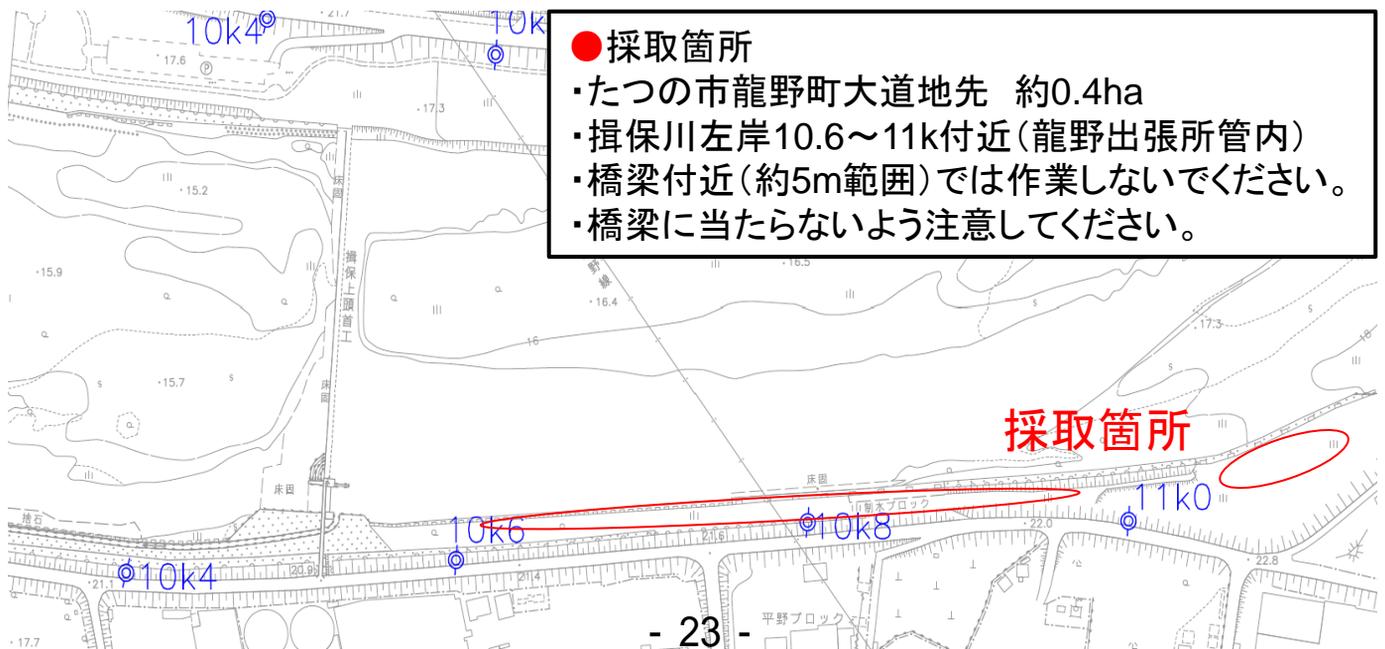


■横断図

揖保川10.8k付近



■平面図



H. 揖保川 左岸河川敷

(たつの市龍野町島田地先

～たつの市神岡町東鶯崎地先

約5.9ha、

揖保川左岸14.0k～15.6k付近)



河川現況写真、搬出経路、横断図、平面図・・・H

■河川現況写真



■進入路14.4k付近



■進入路15.6k付近

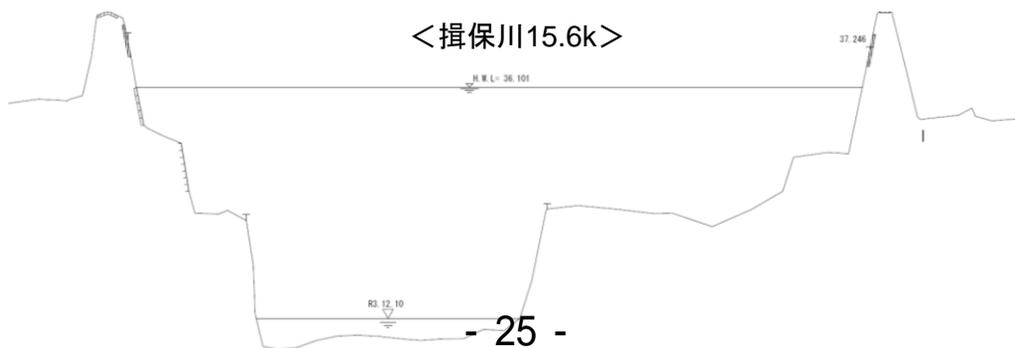


■横断図

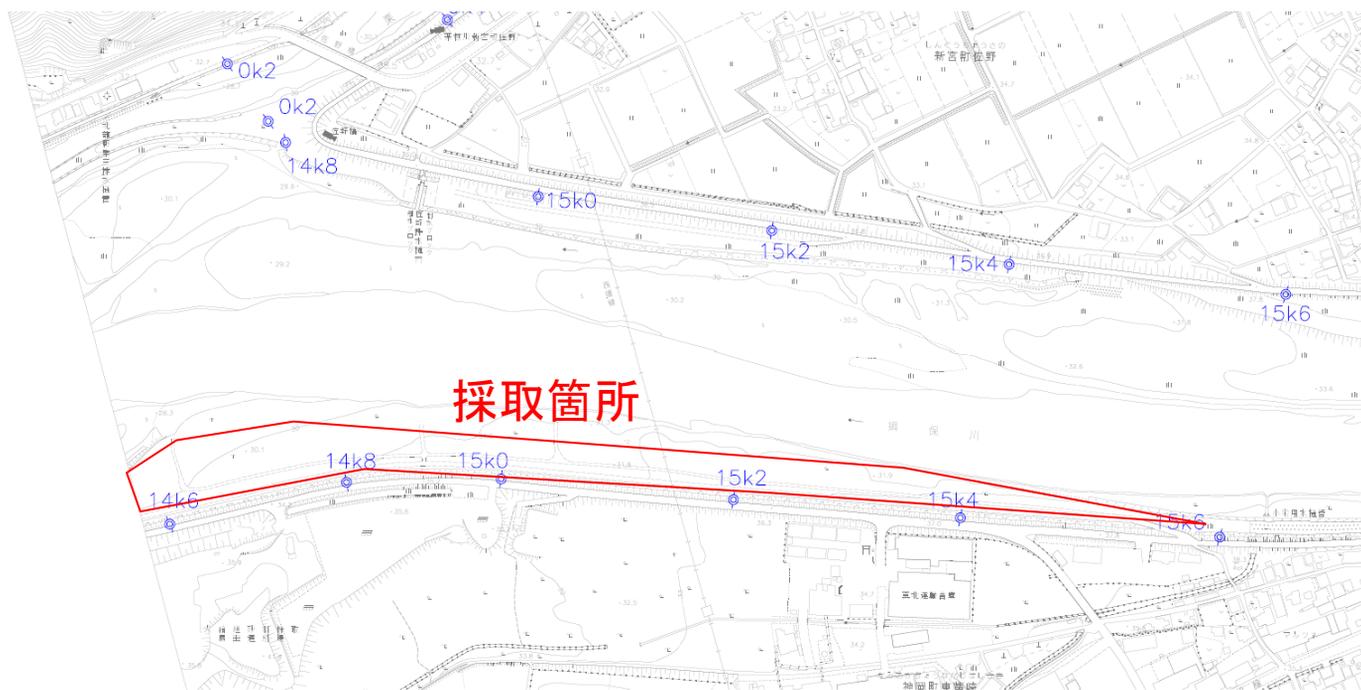
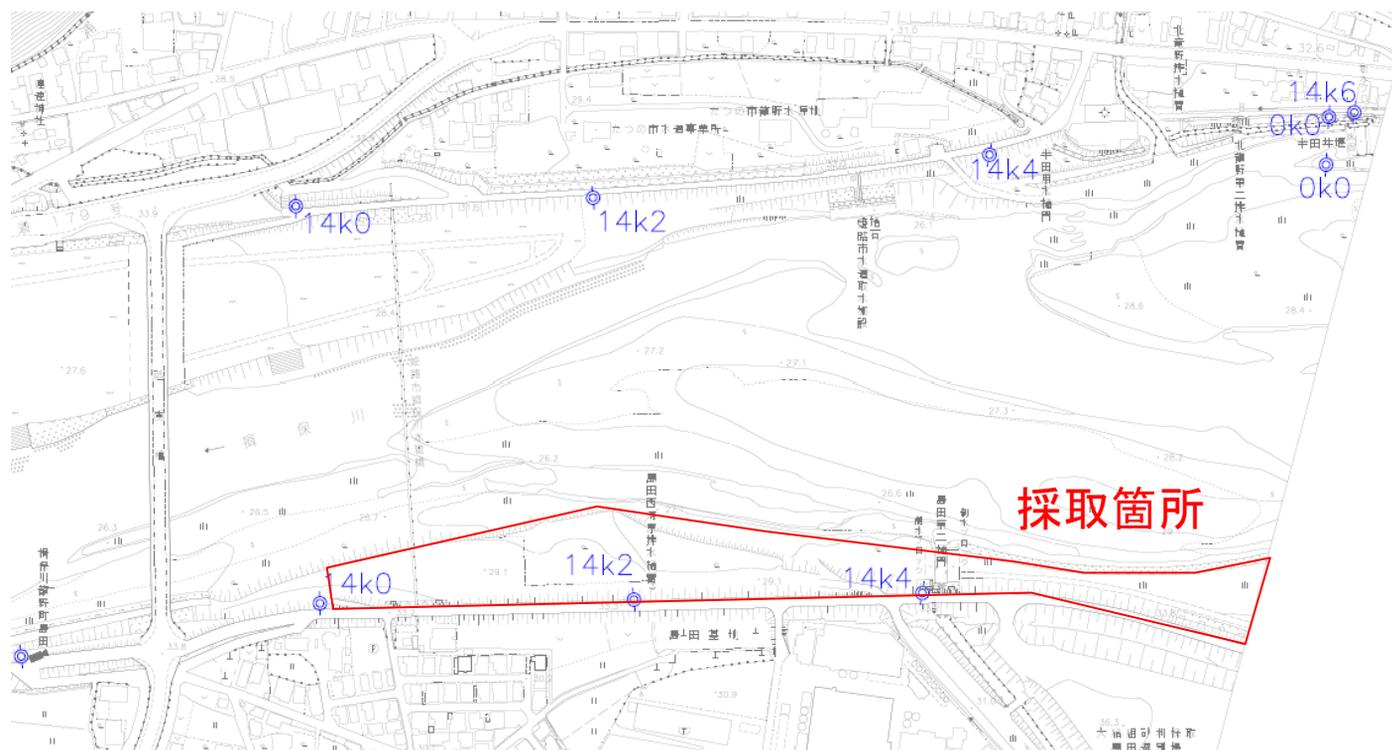
<揖保川14.4k>



<揖保川15.6k>



■ 平面図



● 採取箇所

・たつの市龍野町島田地先～たつの市神岡町東鶯崎地先

約5.9ha

・揖保川左岸14.0～15.6k付近(龍野出張所管内)

I. 揖保川 左岸河川敷

(たつの市新宮町上笹地先 約3.6ha、
揖保川左岸22.2k~23.1k付近)

たつの市



河川現況写真



進入路



横断図

揖保川22.2k付近



平面図



●採取箇所

- ・たつの市新宮町上笹地先 約3.6ha
- ・揖保川左岸22.2～23.1k付近(龍野出張所管内)
- ・橋梁付近(約5m範囲)では作業しないでください。
- ・橋梁に当たらないよう注意してください。



J. 揖保川 左岸河川敷
(宍粟市山崎町下宇原地先 約2.0ha、
揖保川左岸23.4k~24.0k付近)

たつの市

宍粟市

下宇原自治会館

山崎町下宇原

地理院地図を加工。上が北

河川現況写真、搬出経路、横断図、平面図…J

■河川現況写真

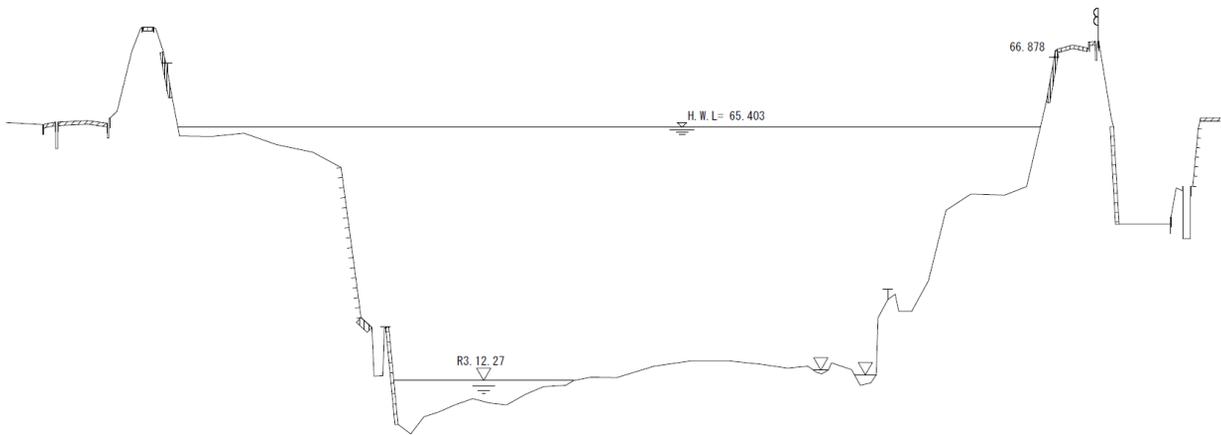


■進入路

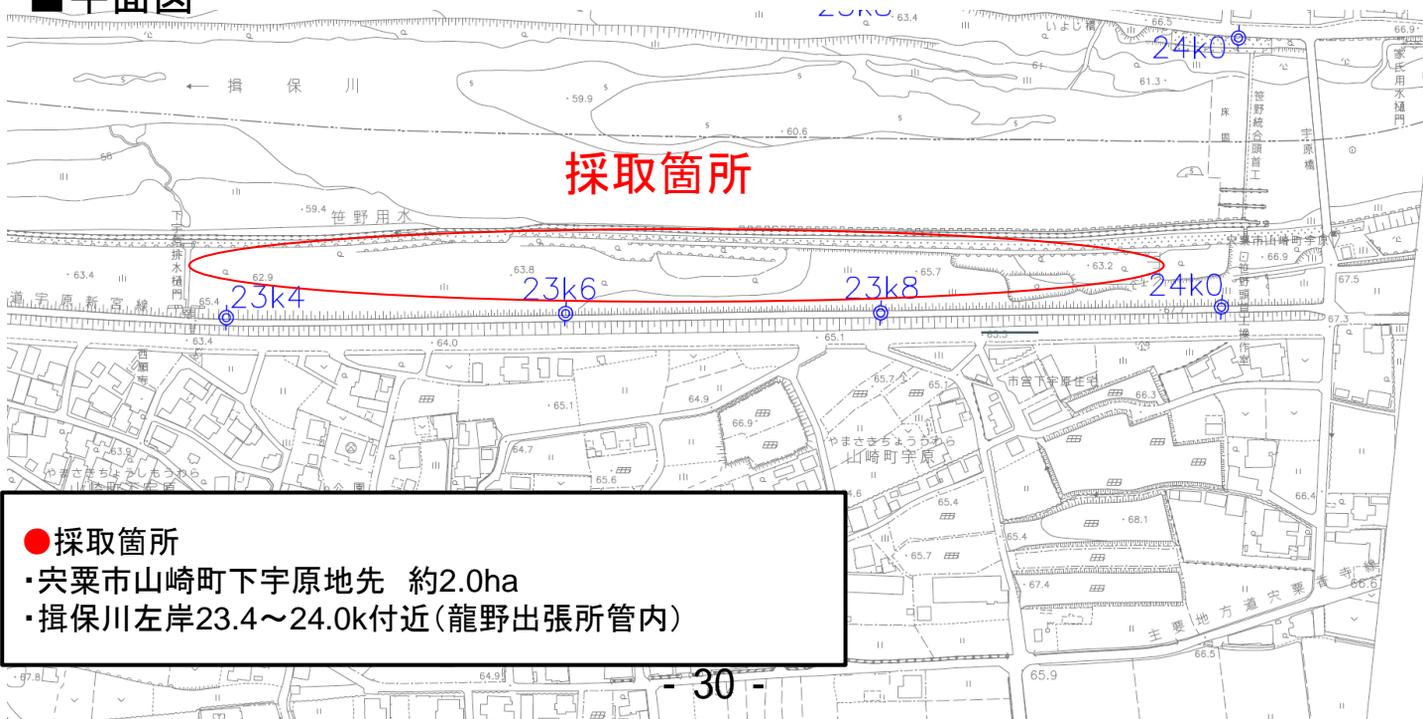


■横断図

揖保川23.8k付近



■平面図



宍粟市

社会福祉法人
宍粟市社会福祉協議会一宮支部



揖保川

43.2k

43.1k

一宮町東市場

43.0k

△ 168.4

△ 168.1

一宮

道の駅

K. 揖保川 左岸河川敷

(宍粟市一宮町東市場地先 約0.1ha、
揖保川左岸43.1k付近)

地理院地図を加工。上が北

最寄りの警察署・消防署の電話番号

	名	電話番号	採取箇所
警察署	小野	0794-64-0110	小野市
	加東	0795-42-0110	加東市
	加古川	079-427-0110	加古川市
	龍野	0791-63-0110	たつの市
	宍粟	0790-62-0110	宍粟市

	名	電話番号	採取箇所
消防署 (消防本部)	加古川市	079-424-0119	加古川市
	北はりま	0795-27-8119	加東市
	小野市	0794-63-0119	小野市
	西はりま	0791-76-7119	たつの市 宍粟市